

車輛管理規程

車 輛 管 理 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程は、 の車輛使用にあたり正常な運行管理をはかり、交通事故 (以下「事故」という)を未然に防止するとともに発生した事故はこれを円滑適切に処理し、もっての信用保持並びに損害防止を図ることをその目

第 2 章 運 行 管 理

第 2 条 (運 転 者)

車輛の運転は運転免許保有者とし、当該車輛の運行者を定め法令をもとに本規程により運転するものとし常に安全運転に心がけ車輛の点検整備等に努めることとする。

第 3 条 (車 輛 の 貸 出)

当該車輛の貸出は別に自動車貸付規程により定める。

第 4 条 (車 輛 の 貸 与)

当該車輛は許可なく、関係者以外に貸与してはならない。但し、車輛管理担当者が業務上必要と認めた場合は、この限りではない。

第 5 条 (鍵)

当該車輛の鍵は、各運転者が責任をもって保管しなければならない。合鍵は、車輛管理担当者が保管する。

第 6 条 (駐 車 場)

当該車輛の駐車は、指定された場所以外に駐車してはならない。

第 7 条 (通 勤)

当該車輛は許可なく自宅へ持ち帰ってはならない。許可なく自宅へ持ち帰った場合は、有料の貸出とする。但し、直属の上司が業務上必要と認めた場合は、通勤その他に使用しても構わない。業務上必要と認められる場合とは、翌朝の客先直行、又は交通機関利用不可能な時間に出退社する場合であり、退社時については、地下鉄利用者はおおむね 1 時以降、バス利用者はおおむね 10 時以降を指す。

第 8 条 (清 掃)

運転者は常に車内外の清掃に心掛け、車輛管理担当者が行う、2ヵ月に 1 回以上の点検に

において指示があった場合は、速やかに清掃しなければならない。

第9条 (修理、補修)

当該車両を修理、補修する場合は事前に車両管理担当者の許可を得なければならない。又、備品、消耗品の購入についても同様である。

第10条 (マイカー利用)

業務中は当該車両を使用することとし、マイカーを利用してはならない。直属の上司、又は車両管理担当者の許可なくマイカーを利用した場合の業務中事故及び違反には一切当事務所は関知しない。

第11条 (タイヤ等の管理)

運転者はタイヤ、ブレード、スノーブラシ、スノーヘルパー等当該車両が所有している付属備品について、紛失しないよう管理保管しなければならない。紛失しないよう管理保管しなければならない。紛失した場合は、運転者が責任を持って弁償する。

第12条 (整備)

車両管理責任者はオイル等の交換を次の基準で行うこととする。

部品消耗品等は価格の安い大型専門店等で購入する。

エンジンオイルの交換の目安は、6か月に1回又は5,000K mに1回
(但し、オイルエレメントの交換は2回に1回)

バッテリー液はオイル交換時にアッパーレベルまで補充

ラジエーター液交換は、2年に1度の車検時に交換

スタッドレスタイヤは2シーズン使用後夏タイヤとして利用した後交換

第13条 (始業点検)

毎日の始業点検を必ず行う。

第3章 事故処理

第14条 (事故処理)

事故処理は車両管理担当者がこれを行うものとする。

第15条 (事故処理担当者の任命とその任務)

車両管理担当者は事故が発生した場合には直ちに事故処理担当者 (以下「担当者」という) を任命し事故解決に当たらせるものとする。担当者は特に事故の状況を確実に把握するとともに車両管理担当者の指示に従い被害者との折衝その他警察等の機関と連絡をはかり事故を迅速、適切に解決するようあらゆる処理を講ずるものとする。

第16条 (被害者に対する処置)

会社側が加害した事故の場合はその救護見舞、交渉等すべて処置は誠意ある態度で臨み、迅速に行うことを常に心掛けるものとする。

第 17条 (加害事故運転者の任務)

加害事故運転者は会社の信用保持並びに損害防止の為担当者とともに進んで事故の解決に当たるものとする。

第 18条 (事故の解決方法)

会社の責めに帰するものと認められる自己についてはできるだけ速やかに示談(和解)で解決するよう努力するものとする。やむを得ず調停、裁判上の和解又は訴訟となる場合には遅滞なく代表その他関係部署の助言と指導を待ちそれに対処するものとする。

第 19条 (事故の費用負担)

加害事故による損害賠償その他の負担については各部の責任において行うものとする。

但し、加害運転担当者が職員としてあるまじき行為による事故と認められる場合、車輛管理担当者は代表者の決済を得た上で当該運転者に対し費用の一部又は全部を負担させるものとする。

第 20条 (交通違反の処理)

運転者の不注意による事故及び交通違反による罰金等の支払いは当該運転者に責任を負わせるものとする。但し、明らかに当該運転者の責任と認められない場合及びこれに類すると車輛管理担当者が認めた場合はこの限りではない。

第 21条

この規定は、平成 年 月 日よりこれを実行する。